平成14年第1回教育委員会臨時会記録

平成14年1月30日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成14年1月30日(水)午後2時00分~午後4時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田頼一 委員長 職務代理者 宮坂公夫

委員 大蔵 雄之助 委員 安本 ゆみ

教育長 與川幸男

欠 席 委 員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本義 勝 庶務課長 佐藤博継

学校運営課長 佐野宗昭 学務課長 森 仁司

施設課長 小林陽一 指導室長工藤豊太

社会教育 荒井健一 中央図書館長 古川 正司

也29-所長 伊藤俊雄 次 長杉田 治

事務局職員 庶務課係長 小今井 七 洋 法規主 査 能 任 敏 幸

担当書記 手島 広士

傍聴者数 12 名

会議に付した事件

(議案)

議案第6号 杉並区教育改革アクションプラン

議案第7号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例

議案第9号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例

議案第10号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補 償に関する条例

議案第11号 杉並区立学校校外施設条例等を廃止する条例

議案第12号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例

議案第13号 杉並区立社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 杉並区立科学教育センター条例の一部を改正する条例 議案第15号 平成13年度杉並区一般会計補正予算(第3号) 議案第16号 平成14年度杉並区一般会計予算 委員長 皆様こんにちは。お忙しいところありがとうございます。

ただいまから平成 14 年第 1 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いします。

本日は1件の議案を除いた他の議案は、平成14年第1回区議会定例会に提案を予定されている 議題で、区長の議案提案権の関係もありますために、地方教育行政の運営及び組織に関する法律 第13条に基づきまして非公開といたしますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、会議は日程第1、議案第6号、教育改革アクションプランの審議終了後に非公開といたします。

それでは議案第6号「杉並区教育改革アクションプラン」の審議に入らせていただきます。庶 務課長から議案のご説明をよろしくお願いします。

庶務課長 議案第6号「杉並区教育改革アクションプラン」についてご説明いたします。

このアクションプラン上程の理由ですが、教育委員会の実行すべき施策の計画を定める必要が あるということで提案するものです。お手元にアクションプランがありますので、ご説明いたし ます。

まず、このアクションプランにかかわってですが、これまで委員協議ということで5回にわたって委員同士の勉強会が行われてきました。前回の委員協議で出された意見を踏まえまして、最終的な案としてのアクションプランを作成いたしました。主な修正点ですが、文章の表現整理の部分については省略いたしまして、いくつかご報告をしたいと思います。

最初に5頁のいちばん上に「生命を大切にする教育の推進」があります。これは新たに追加を したわけですが、どちらかというと教育課程の中では生活、道徳という部分に該当してきますが、 その次の「道徳教育の推進」というものと一部重複をいたします。最近の子どもの状況等を見て、 こうした命を大切にする教育をアクションプランの中にも入れておく必要があるのではないかと いうところから追加してあります。

ちょうど真ん中あたりの「福祉教育の推進」の下に「防災教育の推進」ということで、これに ついては新たな項立てをして盛り込んだほうがよろしいのではないかというところから、いわゆ る地域と協力した防災訓練や副読本を活用した防災教育などといったことを進めていくというこ とで入れてあります。

6 頁目の下から 2 つ目の に、「不登校への対応」があり、この上に「スクールカウンセラーの全校配置を進めていきます」ということが書いてあります。前にはスクールカウンセラーと心の教室相談員ということで入っていたわけですが、今後心の教室相談員は縮小しながら、スクール

カウンセラーを全校配置にしていく動きがありますので、心の教室相談員については削除いたしましてスクールカウンセラーの全校配置ということで盛り込んであります。

8ページと9ページは、学校の説明責任についてきちんと明記していく必要があるだろうということから、8ページの(4)の「また」以降で、「学校と保護者、地域との新たな関係づくりのために学校の説明責任を果たしていきます」という文章を入れまして、9ページに「説明責任をより果たす学校」ということで、学校がどういったことをしていくのかということで新たに書き込んであります。研修の充実のところに「事業評価制度の検討」というのが次の項目にあったわけですが、説明責任をより果たす学校という中に、直接的に「事業評価制度」ということは言っていませんが、内部評価、外部評価等を書き込んでありますので、事業評価制度の検討の部分については外しました。

12 ページの(1)「みんな集まって学校を盛り立てよう」という項目の中の として、「学校支援の新たな組織」を入れ込んであります。前回までですと学校サポーターの制度化とコーディネーターの配置、同じく としてサポーター制度の導入という順で書き込んであったわけですが、よりわかりやすくするということで順番を入れ替えながら、例えば学校サポーターの拡充の部分についても「PTAの独自活動を除き、授業の時間や部活動、校外学習など学校が求める活動を支援するため、地域の匠の知識や経験、技能を生かしながら学校を支えていく学校サポーターの拡充を図っていきます」ということで書き替えてあります。コーディネーターの配置の部分でも、全校にコーディネーターが配置されるのではないかと思わせるような記述になっていましたので、ここではパイロット事業的に扱っていきますという意味で「試行的に」と入れ込みました。

13 ページの「学校評議員会の充実を」という項目で、 が前回まで「学校評議員会による学校評価」だけだったわけですが、もう1つ追加をいたしました。「活動情報の提供」ということで、各学校の評議員会がいろいろな活動をしているものをもっと全体的に広めていく必要があるのではないかというところから、「評議員会の先進的ユニークな取り組みなどの情報を提供し、学校評議員会の活動がより活発に行われるよう支援します」という項目を盛り込みました。

15 ページは「安全と環境に配慮した学舎」ということで、前回の意見の中で再生利用する必要があるということでしたので、再生利用をいたしましてエコスクール化を進めようと。この中で環境マネージメントシステムの国際規格の認証取得、学校緑化を進めよう、この2つに絞って再生利用いたしました。「人に優しい学校をつくろう」ですが、(2)の と で「学校の安全対策の充実」というものを1つ取り出しまして、「安全対策マニュアルの作成と周知徹底、必要な施設設備を整えます」というところでこれを1つ出したということ。それから、学校の禁煙化を健康的な学校という意味合いで、安全対策と一緒に書いてあった部分がありましたので、「学校の禁煙

化」を1項目出しました。「学校では、校内に設けた喫煙場所以外は禁煙にしていきます」という 簡潔な表現ですが、そのようにいたしました。

18 ページの の最初の は、前回までは「歩っとすぎなみの推進」という表現をしていましたが、「歩っとすぎなみ」が非常にわかりにくいということがありまして「目指せ1日1万歩」ということで、いわゆる健康づくりのための目標などをはっきり見出しとして打ち出していこうということで、あとは同じような表現になっています。

20 ページに「公園緑地、樹林地、農地などでの野外活動体験」ということで、これまでは「公園での野外活動体験」という見出しでしたが、樹林地でも農地でもということで、もっと現実に枠を広げた活動が展開されているということですので、そのように表現を変えました。

21ページの の2つ目の 、「保護者などに向けた家庭学級の展開」ということで、前回まで「保護者などに向けた寺子屋式学習」という言い方をしていたのですが、非常にわかりにくいということと、説明そのものももう少し端的にというご指摘がありましたので、「保護者などに向けた家庭学級の展開」と馴染みのある言葉にいたしました。文章そのものも変えまして、「乳幼児期、児童期、思春期の発達期に親と子が直面するさまざまな課題を想定し、語らいを重視した寺子屋式の学習の機会を、より身近なところで提供していきます。直接現場に関わっている職員や団体、元教員などの協力を得て子どもの輝き、悩む顔が見えるよう工夫を凝らし、講師と共に学ぶ場、参加者が共感でき交流できる場をつくっていきます」ということで、次の家庭学級の展開のイメージもこの中に盛り込みました。

22 ページに追加したのですが、(2)の に「児童生徒の学習支援」ということだけ書いてあってよくわからないということで、その前に「社会教育機関の活用による」という文言を入れまして、児童生徒の学習支援を行っていくという意味で入れ込みました。

前回の委員協議の中で出された意見も踏まえて修正をしたわけですが、大まかな部分について は以上のとおりです。

委員長 ありがとうございました。いま庶務課長からご説明がありましたように、意見を踏まえて それをわかりやすい形で報告としてまとめるというか、プレゼンテーションを図る視点が多かっ たと思います。

では、委員の皆さんからご質問等がありましたら、よろしくお願いします。

大藏委員 私は、協議段階で字句を含めてたくさん意見を言いました。その中の大部分は取り入れていただいたりしています。ただ、これは非常に膨大でたくさんのものが盛り込まれていて、これを全部やるというのは大変なことだと思うのです。しかし、書き方も「やります」と書いてあるけれども、私は教育委員でこれを決める立場にいますが、私が普通の区民としてこれをいただ

いて見るときには、いつからどれぐらいの規模でやるかと、具体的なことに非常に関心があるところだと思うのです。これ自体全部をやることに何の反対もありませんが、自ら重点があるだろうし、どれぐらいでやれるか。例えば具体的に出てくると思いますが、少人数クラスでも全部一斉にやれることではありませんので、徐々に増やしていくのだと思いますが、いつからどれぐらいで。これは一応3年間ですが、3年間で完成することは難しいだろうと思いますから、そういうのを4月以降、これの実施細目といいますか、もっと具体的に皆さんが見てすぐ、「うちの学校はこうなるんだな」とわかるようなものを作りたいなという気持がしています。

委員長 多少、今後のスケジュールも含めてご説明をお願いできますか。

庶務課長 いまの件も含めて、平成 14 年度から平成 16 年度の計画となっていますので、当然いま 委員がおっしゃられたような、いつから何をどんなふうに進めていくかということは関心事にな ると思いますし、それについてはきちんとお知らせをしていかなければいけないと思っています。 いまの時期ですと予算の編成ということで、2月の第1回の区議会の定例会に区長から方針も含めて予算の編成を提案をされる予定になっていますが、その予算の中身を見て、平成14年度から 平成16年度までの考えを具体的にどうするかということで作っていかなければいけないと思って います。これについては平成14年度から平成16年度までの計画数値ということで、それぞれの 事業項目に沿って平成14年度には何をどの程度の量でやるか、平成15年度には何を目標にする のかについて今後事務局のほうで作っていきたいと思っています。仮に今日議決いただきますと、私どものいまのスケジュールでいきますと、「広報すぎなみ」の3月1日号で一面記事で出していくことを予定しています。その中に、主な事業の数値も出していけたらと思っています。

補足ですが、それと併せてアクションプランの冊子も作ることを予定しています。例えばこの中で言葉そのものもわかりにくい言葉が使われているのもありますので、用語の解説をしたものや検討の経過、それからこれまでグループインタビューということで中高生の方や女子大学生の方、学校の教員、実際に企業に勤務している方々とインタビューなどもやっていますので、グループインタビューの主な趣旨などについても資料として出していきたいと思っていますし、これらの大元になる教育目標についても資料編として作って、合わせて1冊の冊子にしていきたいと考えています。

委員長 何かほかにありますか。

宮坂委員 内容的には、我々が何回か打合せしまして上手に盛り込まれていますので、結構だと思います。この実施の方向については大藏委員が言われたように、今後ともしっかり補完していくことが大事だと思います。私も何回か申し上げたのですが、基本的には最近ゆとり教育などという考え方で授業日数も減りまして、国の方針でありますから個人的にはいろいろ考えはあります

が、その善し悪しはともかく、やはり学力の低下を心配しまして国のほうでも確かな学力向上の ための 2002 アピール、学びの進めということを言っています。この辺を踏まえて、そのために習 熟度別コース、民間講師による授業の実施というのも盛り込まれていますので、あとはこの実施。

中身に書いてあることで私も何回か申し上げたのですが、甘い言葉の羅列だけになって、実際にしっかりフォローできることに注意してもらいたいと思います。いままで嫌っていましたが競争という言葉で、過当な受験競争が教育を歪める、これは従来言われていたことです。これはそのとおりなのですが、競争そのものを一概に否定することについてはいかがかと思います。その辺について盛り込まれていますので、あとは表現の仕方で、良い子どもたちを立派に育てていくための1つの方法論で、1つの技術的な問題ですので、ただ言葉の羅列だけでなく、しっかりやっていただきたいと思っています。内容的には大分修正といいますか、いろいろと我々の考えも入っていますので私は結構だと思います。

- **委員長** ほかにありますか。内容には区長部局との関わり合いというか、ほかに連携というのもあるのでしょうが、いろいろ関わったものが含まれていますよね。そういう仕分けなんかも今後、 スケジュールの中でやっていく必要がありますよね。全部が全部教育委員会ではなくて。
- 事務局次長 基本的には教育行政、教育委員会が責任を持って決めて実施すればいいわけですが、 連携と書いてあるのは関連する事業が区長部局にもあるものについては、そういう表現をしてい まして、特に実施の段階で調整すればいいことです。ここに書くことで教育委員会がやることに ついては、個別に区長部局に調整ということは特に必要はないということです。
- **委員長** 国の予算なんかも文部科学省は積極的に外に出ていって、農林水産や国土交通省で子ども何々プランというのを作って、一緒にやるようなことが多いというか、財務省自体がそういう予算のほうをより積極的に認めるというのはありますが、区でもやはり自分の所というのではなくて、総合的にやったほうがお金も有効的に使えるし、区民も参加しやすいしという形になると思うのです。
- **庶務課長** いま次長からお答えしたとおりなのですが、実際に子どもは地域の中で教育だけで生きているわけではありませんので、それぞれ福祉との関係やそういった関わりの中で生きているわけですし、例えば放課後の過ごし方についても教育という場面だけで対応するのではなくて、少なくとも児童館とのタイアップといったことも当然必要になってきますので、それぞれに関係する部署と本当に連携し合いながら、よりゆたかな子どもたちへの教育を含めての還元というのをしていかなければいけないだろうと思っています。
- **安本委員** いろいろなことが書いてあって、最初にこれが出された段階から「全部できるのでしょうか」という疑問もあったのですが、これに関係してくる子どもや一般の保護者、先生といった

方たちがいまいちばん望んでいることが何なのかがいちばん反映されて、最初に行われるといい と思います。ですから予算のことなどいろいろあると思いますが、現場がいちばん望むことから 平成 14 年度から実行していっていただきたいなと思っています。

- **教育長** いま現場が望むことで、いちばんの関心事は最近のPTA広報誌などを見ていますと土曜日なのです。これはご家庭によってまちまちですが、家族と一緒に過ごすというのも結構多いのですが、学力の問題やスポーツの問題などで土曜日をなんとかしてほしいと。この書き込みでどうなのだろうという部分が、例えば22ページに土曜日学校の開設と放課後のことが書いてあります。これで十分にお父さん、お母さん、学校の教師も含めてやらないとは書いていなくて、やると書いてあるのですが、具体的にこの程度が限界ですか。あるいはこの点についてのフォローアップは、どんなことが考えられますか。
- **庶務課長** アクションプランということで書いていますので、あまり細部にわたって書くことは非常に難しいと思っています。包括的な書き方をしながら具体的な実施をする際には、当然もっと細かな部分も含めて作らなければいけないと思っていますし、いま内部的には具体化に向けてどういった手法でやっていくかも含めて検討していますので、それぞれの事業ごとに細部まで含めた企画案といったものをこれから作っていく必要があると思っています。
- **教育長** ほぼそれと関連しているのですが、保護者などに向けた家庭学級の展開についても、「語らいを重視した寺子屋式の学習の機会」というのはとてもいいことだと思うのですが、それも具体的にどういう場所で誰がどう関わって、どうお父さん、お母さんに参画していただくのか、その辺も同様ではないかと思うのですが、いかがですか。
- **庶務課長** やはり同じようにやっていかなければいけないと思っていますが、いまそれぞれの所で 例えば社会教育センターにいる家庭教育学級を担当している人たち、あるいは済美教育研究所な どでもどんなふうにこういった事業を進めていったらいいかということで、いくつか話題にしな がら進めていますので、予算が決まってから具体化のために着手するといいますか、そういった ことをしていきたいと思っています。
- **委員長** まだ包括的な報告書ですから読みにくいと思うのです。ただ、今後の問題として事業主体であるとか運営主体であるとか、教育委員会自らとかいろいろと仕分けが出てくると思うのです。場合によってはNPOというのも出てくる。そういういろいろな主体が絡まっているから、ある場合には学校というのもあるし、ある学校はこれをやるけれどもある学校はやらないとか、それでいいと思うのです。全部でやれということではない。その辺の積極性というか学校自体もいろいるとご事情があるだろうから。それで、いろいろな運営主体、整備主体、事業主体などが絡まっているから、先ほどの今後の目標を立てられるのと併せて、その主体をどういうふうに組み合

わせていくのかが大事な問題ではないかなと思います。この次の仕事として。

- 教育長 このアクションプランというのは、基本的には教育委員会が、学校が自主自立で子どもたちと保護者と地域と共に生きる学校として、まさに独立した学校教育機関として生きていくための支援策なのです。ですから、この支援策のメニューを折角出しても、学校のほうで主体性が弱かったりリーダーシップが弱いと非常に学校が逆に見えにくくなってしまう恐れもありますので、別にこれを出そうが出すまいが従前と基本的には変わりないとは思いますが、折角これだけのメニューを用意しているのですから、学校自体の主体性を高めるための工夫がアクションプランと同時に、もう1つ何かなければいけないのではないかと。学校経営推進プランでもないのですが、そこまで言うといき過ぎかなと思いますが、そんな印象もちょっとあります。ですから、これからの推進をどうしていくのかが、かなり大事な部分ではないでしょうか。これは説明会なり、学校の経営責任に関するリーダーシップのお話などもよほど詰めていきませんと、出たはいいが学校が何をするかが見えないと困ります。それをちょっと心配しています。
- **宮坂委員** 教育長が言われたとおり、やはり具体的に実際に動き出すのは学校であり地域であり、それをあくまでもサポートするのは必要なのですが、その辺の主体性を持ってもらうこと。さらにもう1点私に言わせれば、最終的には両親、家庭の責任になると思います。いくら日曜学校、土曜学校をつくってそういうものがあれしても、よこさないとなったり、きちっとした管理がされていないというのは、教育のいちばん基本的な元の最終の責任は両親だと思うのです。ですから両親がやはりきちっとしていなければ、周りでいくらいろいろなお膳立てをしても、うまくいかない場合もありますし、その意味ではお膳立てするのは大事で、そのあとどのように実行していくかが非常に大事なことですが、最終的な責任はやはり両親にあるということ。そして、その上に学校や地域のやり方に責任があるのだということを理解していただきたいと思います。
- 事務局次長 いまご意見がありましたが、この中間発表をして、校長会からも学校の予算の執行権限の拡大ということも強く要望が来ています。今回はいま教育長もおっしゃったように、いろいるなメニューを提供いたします。それらをあまりこちらから押し付けるということではなくて、選択できる。それもその執行権をかなり柔軟にして執行できる、選択できるといった方式を今年度は取っていくべく、いま検討しています。できるだけそういう方向で、財政のルールに反しない限りの範囲でやっていきたいと思っています。
- **教育長** 我々教育委員もここにも書いてありますが、これからはまさに開かれた教育委員会として、 顔の見える教育委員として活動はしていきたいと思いますが、学校当局の教育に対するリーダー シップというか、学校の顔が逆にまた見えないのも困りますので、その辺については繰り返しに なりますが是非徹底して、ご理解をいただくようにお願いをしたい。

どうも最近、学校の校長先生の強いアクションというか、リーダーがやや見えにくくなっている 部分も全くないわけではないので、いちいち事があるとすぐ校長先生が教育委員会のほうに振り 替えるような雰囲気で、何かがあると「教育委員会に聞いてください」「教育委員会に相談しましょう」と。そういうことではなくて、まず「この地域の学校、この地域の子どもたちは私に任せ てください」ということがはっきり言えるような雰囲気づくりも同時に大事なので、是非とも事 務局の皆様にもその点は徹底してお願いしたいなと思います。我々ももちろん、当然努力します。

- **委員長** 大体いま締め括りというか教育長が言われたように、今後の問題を含めた決意表明があったわけですが、そんなところでよろしいですか。ほかにご意見はありますか。
- **教育長** 私が聞くのも変ですが、事務局に。このアクションプランは今後どういう手続を経て認知 されていく、あるいは公表していくことになるのでしょうか。手続的な面です。
- **庶務課長** 3月1日の広報にということを予定しています。区民向けではまずそれが第1段と考えていまして、当然広報を出すのと併せてインターネットでも全文を出していきたいと思っています。その際に、これまで出された集約した意見などについても委員の皆様に渡してありますが、まとめた形でインターネットでもこういった意見が寄せられたと出していきたいと思っています。区民向けではそういったことですが、そのほかにも教育法を活用しながらやっていきたいと思っています。
- 教育長 区議会はどういう関係になりますか。
- **庶務課長** 文教委員会については次回の文教委員会の中で可決されれば、こういう内容で教育委員会としてアクションプランを決定しました、ということの報告をしようと思っています。
- **教育長** そのときにはさっきもちょっと出ていましたが、3カ年間の事業量や事業予算とか、そういうものを付して提示することになりますか。
- **庶務課長** 2月の初めになりますとそれはちょっと不可能ですので、2月の後半ぐらいから3月にかけてならば、そういったことも含めて出せるかなと思いますが、平成14年から平成16年の計画数値などについても、教育委員会に報告するのがまず最初だと思っていますので、それを終えた後にほかのほうにはしていきたいと思っています。
- **教育長** さっき大藏委員からもお話があったけれども、3カ年で到達できるものと3カ年では到達でき得ないものなど、いろいろあるでしょうね。それも数値化してあったり計画していくということですか。
- **庶務課長** この目標数値というのは、目標そのものをどのように表現するかという問題があるかと 思います。例えば施設整備の関係でいきますと、何項とか、そこまでは言えない部分があります ので、実施計画であるものについてはそれを載せていくことは可能ですが、それ以外のもので非

常に難しいのは、回収の時期に実施するなどといった表現をする場合もありますし、学校サポーター制度というものも人数でいくのか学校でいくのかと目標そのものもあるかと思いますが、少なくともそうしたサポーター制度などは教育委員会全体での回数とか、それぞれの事業に応じて適切な目標の設定というのをしていかなければいけないと考えています。

- **教育長** このアクションプランは、どちらかといえば学校経営や教育内容についての改革アクションプランということですが、建物や設備の計画プランというのは、これとは全然別個になるわけですね。参考までに聞きます。
- **庶務課長** 区の実施計画などもありますので、それと合わせなければいけないということと、習熟 度別のクラス編成なんていうのは何クラスや何学校ということは出せませんので、これらは考え 方を載せているということで目標は載せられないというのも当然に出てくるかと思っています。
- **教育長** 待ちの人がこういうのを見たときに、これにもう何でもかんでも盛り込んであるのではないかと思って、例えば学校の改築計画や改修計画、設備計画、あるいは運動場の問題や屋上の問題であるとか、緑化のことは触れてありますが、そういったハード計画みたいなこともこの中に入っているのではないかと思っていると、そうではないですよね。それらについての問いかけなんかもあるのかもしれないので、それはこういう計画でこうやっていますよということがわかるようにはしてもらいたいと思います。こういうことが出ると、必ずそういう問題が出てきやすいかと思いますので。
- **委員長** 通常的な施設の整備や、そういったのは書かないほうがいいと思います。だからそういったのは含まれていないし、そこら辺に誤解があったら困るから、例えば前書きであるとか、そこら辺で多少断っておいたほうが丁寧かもしれません。
- **教育長** 例えば空教室の整備計画なんていうことも、場合によって気が付く人は「何でここへ入っていないんですか」というのは、別の計画があるからでしょ。ということのように、その辺をちょっと整理しておいたほうがいいかなと。これとはストレートに関係ありませんが。
- **事務局次長** そういう意味では、アクションプランがどういう性質のものかを配布するときの前文のペーパーで説明することは、考えておくべきだろうと思います。
- **教育長** 例えば、比較的に校舎や体育館がやや老朽しているなという地域の方にしてみれば、その 辺がむしろ大事だなんていうこともあるかもしれませんから、その辺のところも答えられるスタ イルにしておいたほうがいいかなと思います。

参考までに、もしわかったらで結構なのですが、他区他市の動きをご存じだったら、何かそういう情報があれば伺いたいのですが、何かありますか。

庶務課長 アクションプラン的なものを作っている所は、ほかの区でも実際にあります。杉並と当

然中身の違う所もいくつもありまして、そういった意味では「アクションプラン」という名前を使っている所もありますが、中身では大分違う所が多いかなと。それから、アクションプランの中に社会教育の分野を入れている所がほとんどないのが現実ですので、その部分では社会教育を含めた、言ってみれば教育改革計画的なものを作っているのは、杉並が初めてなのかなと思っています。

- **委員長** 練馬も今年度から着手すると言っていました。
- **大藏委員** 具体的なものは、それ以外に新聞なんかに小・中一貫、中・高一貫、外の人を入れるとかいろいろなのが出ていますから、これはそういう具体的なものがありませんので、それはさっき申したようによその区に負けないようにやりたいと思います。
- **教育長** 新しい指導要領が4月から改定になって、新しい教育課程で進むわけですが、4月までというとこれができるのが来月とか再来月ですから、直ちにこの4月から云々ということにはならないのですかね。できるものと、少し時間をかけて立ち上げなければいけないものとかがあるのでしょうね。これは、これからの整理ですか。参考までにちょっと伺いたいのです。
- **庶務課長** 4月から実施できるものと、半年ぐらいかけなければ準備がなかなか難しいものもありまして、いま教育長が言ったとおりです。
- **委員長** よろしいですか。どうもありがとうございました。この議案については、承認していただいたということにいたします。次の議案から非公開となりますので、傍聴の方、退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)

議案が11件あります。庶務課長がすべてご説明になられるのですね。では、簡潔に目的と概要をお願いします。日程第2、議案第7号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から入ります。

庶務課長 議案第7号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。これにつきましては、育児を行う職員の負担軽減措置の拡充をしていこうというところで、平成13年12月に「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」というものが公布をされました。改正の主な中身でございますが、育児休業の対象となる子どもの年齢が1歳から3歳に引き上げられるというようなことの改正というのがありました。これに伴って、所要の規定の整備を図る必要があるということでの一部を改正する条例ということになったわけです。この中で、「杉並区職員」ということになっていますが、いわゆる一般職員以外に幼稚園教育職員も含まれておりますので、区長からの意見聴取ということで、教育委員会のほうに出てきたというものでございます。

幾つかの中身について、若干ご説明いたしますと、1つは、育児休業の対象外となる職員を変更するということで、1年以内に任期が満了する職員ですとか、定年退職する職員についても、新たに育児休業を取得できるようになったということが大きなものです。それから、もう1つが、職員の配偶者の取得する育児時間あるいは部分休業の時間ということで、これについては配偶者が取得する部分と、職員が取得する時間を合算して、2時間を超えることができないことにこれまでなっていたわけですが、配偶者の取得時間との合算は行わないことにしたというところで、そのほかにも幾つかございますが、主な改正の中身ということで、それに伴っての条例の一部改正というものでございます。

委員長 いかがでございますか。ご質問等をお願いいたします。

教育長 法改正に伴うものですから、当然にこれにかかわるのは、区長部局でも何でも同様に改正ですね。

庶務課長 はい、そのとおりです。

委員長 よろしいですか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第7号は原案どおり承認といたします。

では、次に日程第3、議案第8号「公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例」をお願いします。

庶務課長 議案第8号「公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例」ということですが、これにつきましては職員の派遣の適正化とか、手続の透明化を図るということを目的としまして、平成12年4月に「公益法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」というものが制定、公布されました。それに伴いまして、条例の制定ということです。この条例の中で、教育委員会に関係するところは、条例本文の4枚目で、附則の第3項で「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する」というようになっています。これは一言で言いますと、派遣期間中はいかなる給与も支給しないということの規定をしたものです。

委員長 いかかでございますか。

教育長 例えば、教育委員会の職員のA君がスポーツ振興財団に派遣されるという場合には、区からは一切給与は支給されないという意味ですか。

庶務課長 それに伴いまして、例えば、保険の関係なども、これまでは共済組合ということで措置 していたわけですが、そういうことではなくて、スポーツ振興財団のほうで新たに社会保険に加 入して、そちらのほうになるということです。言ってみれば、派遣された職員については、区の 職員としての身分は有しないことになるというものです。

- 教育長 そうすると、派遣職員の給与は派遣されたスポーツ振興財団から支給されるものですね。 庶務課長 はい。
- **教育長** スポーツ振興財団の給与規定に基づいて支給されるものですね。そうすると、例えば、派遣された職員は財団の給与規定に基づきますから、従前で35万円もらっていたのが、30万円になることもありうるわけですか。
- **庶務課長** 実際には、区のほうで出捐金ということで、スポーツ振興財団のほうにやっておりますので、現実的にはそういったことはないと思いますが。
- **教育長** 出捐金は35万円もらっていても、給与は、いまこういう世の中だから、30万円にして、あ とは財団として別の用途に転用するというのはどうなのですか。
- **庶務課長** 実際にスポーツ振興財団に派遣される際に、職員の同意ということが必要になってきますので、条件が非常に異なるということになりますと、同意を得るということができませんから、 現実的にはそういうことはないと思います。
- **事務局次長** 区の職員の給与改定があれば、そのまま区と同じ処理をしなくてもいいというのがあるのです。
- **教育長** こういう規定が出来るということは、派遣される職員にしてみれば、派遣されることを望まないというか、拒否をするというか、同意をしないというか、そういうことが促されるような気がしないでもないのですが、そういうことはありませんか。
- **庶務課長** そうしたことも、場合によっては生じるということが考えられます。
- **教育長** 従前は、何か公務員としてももう少し身分保証が安定的にあったような気がするものですから、この規定によると、やや安定感が失われるのではないかと。給与面も含めてですね。そういう印象を受けますね。難しいところですね。法改正に伴うものですね。いま、たまたまスポーツ振興財団という教育の例を申し上げましたが、それにとどまらないわけです。
- **宮坂委員** 出向の場合は原則としては、身分の対応というのは、原則的に保証されるのですか。そういうことはないのですか。
- **庶務課長** いままでは、例えば出向の場合でも、これも当然同意を得てということなのですが、大体2年を限度としてそういったことをしていますが、出向でもいろいろありまして、例えば特別区のほうの人事厚生事務組合に出向するということになりますと、これは通常の今回の公社のような扱いとはまた違っていまして、出向の中でも、いわゆる財団などに出向、派遣する場合には、一旦杉並区の身分、籍を抜いて、公社でということになります。

ただ、そういうことに伴っての不利益は生じてきますので、それらについては不利益を生じさせないような仕組みを作っていくというようなところで、実際には運用しています。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第8号は原案どおり承認といたします。

日程第4、議案第9号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例」。よろしくお願いします。

床務課長 議案第9号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」ということですが、これにつきましては、平成13年に国家公務員の育児休業等に関する法律、それから一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律というところで、育児休業制度、それから介護休業制度等の拡充があったわけですが、それに伴っての変更ということでございます。基本的に大きく分けて、2つ改正がございます。

1つは、育児に伴う職務制限規定の対象となる職員を変更するということで、これまでは小学校就学前の子どもを養育している職員に、その子を面倒見ることができる同居の親族がいる場合には、深夜勤務を命ずることができたわけですが、この部分が変わりまして、「職員の配偶者がその子どもの面倒を見ることができる場合にだけ、深夜勤務を命ずることができる」としたということで、同居の親族がいるからといって、深夜勤務を命ずることができないということになったというのが第1点です。言ってみれば、職員にとって、有利な条件ということでございます。

もう1つが、介護休暇の期間を3カ月から6カ月に合わせるということですが、それと併せて、 被介護者の範囲を拡大していこうということで、拡大と同時に、縮小の部分もございますが、見 直しを図っていくということで、この条例の中では、その範囲の規定を条例の中で規定するので はなく、教育委員会規則で定めるというような中身での条例の改正となっています。

委員長 では、どうぞ。

教育長 手続規定ですね。

委員長 ご質問はよろしいですか。内容を読んでいただいて。

教育長 こういうのは、国の規定が変わると、それに合わせて地方公務員もということで変えてい くのですね。

委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第9号は原案どおり承認といたします。では、ご承認といたします。

日程第5、議案第10号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例」です。

庶務課長 議案第 10 号「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関す

る条例」でございますが、この条例につきましては、これまで東京都が条例をもって公務災害の補償を行っていたわけですが、これも法律の一部改正がございまして、東京都ではなく、特別区を含む市町村がその補償を行うことになったというところから、杉並区での条例の制定ということが必要になったものでございます。14年の4月1日からということですが、お手元に資料ということで、概要を載せてございます。A4版が入っているかと思いますが、これまで東京都で行っていたものを、杉並区版に変えたというのが中身でございます。補償の種類について、いろいる書いてございますが、見ていただけたらと思います。これは23区全部、この公務災害の条例を各区ともに作るということで、行っているというものです。

教育長 要するに子どもの健康診断で近隣の小児科医が子どもたちの面倒を見ている最中に事件事故に巻き込まれて、怪我をしたとか、そういう場合に対処する規定ですね。いままで、そういう規定はなかったわけですね。

庶務課長 東京都の条例で行っていたということです。

教育長 東京都の条例で救済はされていたわけですね。

庶務課長 はい。

教育長 例の一括分権の絡みになるのですかね。しかし、あまり、こういうケースは聞いたことがないね。学校医が云々というのはまずない。

庶務課長 問題は、23 区でまとめてやるということもあるわけですが、実際に区長会で、そういったことではなくて、各区で作るということに決まりましたので、それぞれの区が作っているということです。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第10号は原案どおり承認といたします。

続きまして日程第6、議案第 11 号「杉並区立学校校外施設条例等を廃止する条例」。お願いいたします。

庶務課長 議案第 11 号「杉並区立学校校外施設条例等を廃止する条例」ということですが、これについては、教育委員会のほうにも、何回も校外施設の関係でご報告していますが、その関係での議案ということです。この廃止条例と併せて、行政財産の使用料条例も改正するということで、予定しています。

事務局次長 今回のこれ自体は議会で決めたことを出して、それが教委にきているのです。

教育長 初めに教育委員会ありきなんだね。だけど財産の廃止だから、区長が最終的には提案するから。これをもって、いよいよ富士学園も弓ヶ浜学園もさようならですね。財産として完全に。

ただ、今回、他の民間会社が弓ヶ浜クラブと名称も変えたようですね。富士学園はそのまま富士を使うそうですけど。今度は弓ヶ浜学園ではなくて、「弓ヶ浜クラブに泊ろう」とか「富士移動教室に行きましょう」となるわけです。だけど、これも民間の施設ですから、先々ですけれども、だんだん関係は薄くなると見ていいのでのではないでしょうか。学校も「弓ヶ浜はもういいよ。僕たちは房総へ行こうよ」とか「山へ行こうよ」という話にだんだんなってくるのではないでしょうかね。先々はいま移動教室で泊るような、簡略な仕切りで宿泊の部屋が出来ているわけです。冷蔵庫もあるわけではないし、これは変わっていくのではないでしょうか。昔は臨海学校とか、林間学校とね。一時期は民間のホテルを使っていたのですね。それが自前で持つようにだんだんなってきて、それがまた元へ戻るという格好ですかね。

委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第11号は原案どおり承認といたします。

日程第7、議案第12号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例」。お願いいたします。

庶務課長 議案第 12 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例」ですが、これも何度もご報告していますが、社会教育センター審議会の廃止ということで、それに伴っての一部改正でございます。

教育長 審議会ですね。

庶務課長 そうです。

教育長 審議会には、この審議会そのものは廃止しますというご提示はし、審議会の委員のご意見 も伺ったということでよろしいですか。

社会教育センター所長 はい。昨年12月の審議会で、そのようにお話をさせていただきました。

教育長 特に強い反対とか、そういうことはなかったですか。

社会教育センター所長 若干のあれはありましたが、ご賛同をいただきました。

教育長 はい。これは公民館運営審議会になぞらえて作ったはずですね。社会教育法の中に公民館の規定がございまして、その中に「公民館運営審議会を置くことができる」という規定が確かあって、それに沿って、杉並区の公民館を廃止したときに、センターに変わるということで、「公民館並に審議会を作って置こうよ」という話になって、住民の確かそういう要望で作ったはずです。時代の波だと思います。

社会教育センター所長 当初の役割からかなりの形でできまして、昨今の事情の中で、組織が変わったりしています。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第12号は原案どおり承認といたします。

次に日程第8、議案第13号「杉並区長等の給料の特例に関する条例」。お願いいたします。

庶務課長 議案第 13 号「杉並区長等の給料の特例に関する条例」でございますが、これにつきましては、区長、助役、収入役、常勤の監査委員、そして教育長ということで、給料月額を 10%減額 する条例でございます。昨年もありましたが、引き続き、継続ということでの条例提案でございます。

大藏委員 教育長、自分で提案して減らすわけですね。

委員長 「区長等」の「等」の中に当人がいらっしゃるのですね。

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第13号は原案どおり承認といたします。

日程第9、議案第 14 号「杉並区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例」。お願いします。

庶務課長 議案第 14 号「杉並区社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例」ということですが、これにつきましては、先ほどの社会教育センターの審議会の廃止ということで、これまで審議会が担ってきた役割も含めて、社会教育委員の会議のほうで受けていくというようなこともございますし、「社会教育法の一部を改正する法律」というのが平成 13 年 7 月に公布されまして、この中で、社会教育委員の委嘱の範囲が拡大をされました。家庭教育の向上に資する活動を行うものということになったわけですが、そうしたことから、これまでの社会教育委員の定数を8人から9人に増やすということで、1人増やすというものでございます。

教育長 どういう分野を1人増やすのですか。

社会教育スポーツ課長 今回の法改正で、大きく分けますと、4点ばかり改正点がございます。そのうち、まず第1点として、「家庭教育に関する学習機会の充実等」というのがあります。これは法の第5条関係ですが、そこが、今回の法改正で「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座等の開設及び集会の開催並びにこれらの省令に関することを教育委員会の事務として新たに規定をした」というふうなことになります。

現在の委員さんは、これは規則も改正するわけですが、規則の中で、現在8名です。内訳は、 区内に設置された各学校の長2名以内、それから区内に事務所を有する各社会教育関係団体を代 表する者3名以内、学識経験者3名というようなことで8名になっていますが、このうち2番目 に申し上げました区内に事務所を有する各社会教育関係団体を代表する者、そこにもう1項目付ける予定になっていまして、それは「及び家庭教育の向上に資する者」というふうな項目を入れて、そこで1人増やしていきたいと考えています。

- **教育長** 具体的には、杉並区の場合には、どういう方になりますか。肩書みたいなことを言いますと。
- **社会教育スポーツ課長** これは法改正の趣旨の中でも、いろいろ子育ての関係、PTAの関係等が これに当たるだろうというふうな解釈もしているわけですので、その辺を視野に入れていきたい と思います。
- 教育長 当局はいまどういうことを考えていますか。
- **社会教育スポーツ課長** 現在の委員さんが昨年の4月からですので、いま任期途中ですので、その 辺をどう任期途中から新たに増やしていくのか、それとも現在の任期終了後にするのか、ちょっ とそれはまだこれから詰める必要があると思いますが、できれば、家庭教育関係の団体ということで、その辺の関係団体等の情報も得てから、どういう分野かいろいろとあると思います。ここ の関係団体ということではなくて、もうちょっと幅広く捉えていきたいなと考えています。
- 教育長 だけど、8人から9人にするわけですね。
- 社会教育スポーツ課長 はい。
- **教育長** 悠長なことは言っておられないのではないですか。具体的にどういう方から選ぶということは決まっていないと、おかしいのではないですか。
- 社会教育スポーツ課長 現在はいま規則で言いましたような分け方になっているわけですが、選考 基準という中で、2つ目の関係は、現在は社会教育関係団体、社会体育関係団体、それから、も う1名は女性団体代表ということで3名になっているわけです。その辺を広く、社会教育関係団体ということで、あと家庭教育関係団体ということで、具体的な分野はもうちょっと詰めたいと 思います。
- 教育長 家庭教育の関係団体というのはありますか。
- **社会教育スポーツ課長** いま言いましたように、子育てネットワークの関係、PTAの関係とか、 要するに1つの分野からということに絞ってしまいますと、継続的にその団体から任命するよう になってしまいますので、その辺をちょっと柔軟に考えていきたいと思います。
- 教育長 よく分からないのですが、早目にやってください。
- 安本委員 いま、なさっているのは、どういう団体の方なんですか。
- **社会教育スポーツ課長** 文化団体連合会の代表の方だとか、体育協会の代表の方、それから女性団体。

- 事務局次長 任期途中で、入れ替えたところがあるものですから、今回条例を出したのは、審議会を廃止する条例を出すに当たって、受け皿が過去に出ていたものですから、最近会議でかなり話があったものですから、同時に条例改正を出そうと一緒に出しました。ただ、教育長がおっしゃるように、そのとおりですが、現在の委員の構成も、実は会の団体の代表というのを見直したいという気持もありますので、その辺も絡めて意見を伺っていきたいと。規則も改正もそのときにはそういった動きを教育委員会にお示しします。
- **教育長** これ、予算特別委員会で必ず聞かれますから、明快に答えられるようにしたほうがいいと 思いますよ。
- **委員長** よろしくお願いします。ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第14号は原案どおり承認といたします。

日程第 10、議案第 15 号「杉並区立科学教育センター条例の一部を改正する条例」。お願いいたします。

- **庶務課長** 議案第 15 号「杉並区立科学教育センター条例の一部を改正する条例」でございますが、これにつきましては、平成 13 年の第 22 回の教育委員会で議決された科学教育センターの設置目的等の変更に伴いまして、規定を整備するというものでございます。前回の教育委員会で名称をどうするかということで、「杉並区立科学館」ということでご報告をいたしました。そうしたことも含めて、条例改正ということになっています。この名称、あるいは機能に含めて、そのほかの点で、講堂ですとか、視聴覚室などの使用料の設定も行っています。
- **教育長** 科学教育センターという名は、これで通れば、科学館に変わるわけですね。老朽施設のわりには高いなという感じもするのですが、そんなことはないですか。例えば、講堂など 8,900 円、1万1,000 円、8,900 円ですか。申しわけないけど、設備的によくなくて、ちょっと高額ではないかと。その辺は値引きしてあるのですか。
- **庶務課長** 使用料そのものについては、使用料検討会というところで議論をして、決めていっているものですが、当然建物の年数とか、そういったことも加味いたしまして、減額での計算ということになっています。
- **教育長** 映写をしたいとか、ビデオで画面、スクリーンに何か映し出したいというときに、どうもあそこの設備よくないんじゃないかな、そんなこと可能なのかなという気もするものですからね。かなり悪いので、それでこの値段というのは、妥当ですかね。
- **大藏委員** 使用頻度というのは、どうなのですか。結構あるのですか。
- **庶務課長** いままでは、ほとんど科学教育センターでの利用というのが実際にやっていませんでし

たので、なかったということですが、今回科学教育センターそのものの機能を変えて、学校教育 支援ということだけではなくて、科学に関して、興味を持っている人だとか、活動している人な どが科学教育センターを使えるということになってきますと、実際に夜のほうの利用はどうかと いう部分はありますが、昼間の午後の部分については、出てくるのではないかと思います。あと は、どういった、宣伝も含めて、今回の条例改正に伴ってどれだけPRしていけるかということ にかかってくるかと思うのですが、いまのところでは、そんな沢山の利用というのは期待はでき ないのではないかと思っています。

大藏委員 値段を下げれば、利用率は上がるという見通しはありますか。

- **庶務課長** 無料にすればあると思いますが、少なくとも、この使用料そのものは、一定の算式でそれぞれ行っていますし、それに講堂となっていますが、通常広い所の算式を使わずに、区民センターのような会議室のような所での算式で、比較的安くしていますので、それ以外に科学教育センターの使用料を決める際に新たな考え方を持ってくるということが、いまのところは、使用料検討委員会の中でも、根拠が決まっていますので、それに基づいてやっているというようなこともありますので、使用料を変えていくというのは、大変難しいと思います。
- **教育長** 講堂が大学の横長の階段教室みたいな感じです。そういう意味では、懐しいというか、アカデミックな雰囲気はあるのだろうと思います。
- 大藏委員 これについては、反対ではありません。参考までに申し上げますと、私はTBSにおりましたが、そこはたくさん施設を持っているわけですね。それで、プロダクションにスタジオを貸すのですが、経理を原価計算しまして、減価償却して、使用頻度をどのくらいと想定をするわけです。そうすると、結構高いのです。社内でも、社内の建値というのがありまして、社内でも外へ出られるものは、よそのスタジオを使ったほうが安く上がるということで、全然回転しないのです。そうすると、逆に使用頻度が落ちてくるものだから、全然償却が進まないのです。私たちは、やはりよそを見て、よそと同じ値段か安くして、誘致をしたほうがいいと。

それだったら、赤字だと言うのだけど、それでも償却したほうが得だというのがあるのですね。 原価計算に基づいて、きちんと計算すると、結局、誰も使わないということがあり得るのです。 民間の普通の会社は、サービスでやるのです。しかし、TBSみたいな所は貸さなくて、赤字に なってもね、経営できるものですから、非常にそれを主張するのですね。役所も非常に似たとこ ろがあるのではないか。

- **教育長** いまのお話は、是非検討委員会に意見として、ある機会を捉えてで結構ですから、ご提言なさったらいいと思います。
- **大藏委員** 場所とか、いろんなものがありますから、値段を安くすれば、使うというものではあり

ませんが、もしもそういう要素があるのなら、できるだけ使わせたほうがいいのではないかと思います。

- **教育長** 私もそう思いますね。いまも子どもたちの理科教室の先生の講演の場では使っていますし、 科学教育の創意工夫展で小・中・高校の子どもたちが発表の場として使ったりしていますので、 ある程度の使用頻度はあるのですが、有料で使うというのは、これはそんなに立派な施設ではご ざいませんから、使わない傾向があるのではないかと思います。
- **大藏委員** だから目的によってはただでもいいのではないですか。だからこれだけれども、特別に 審査をした結果、これはいいよとしたほうがいいと思います。
- **教育長** その辺はまた教育委員会で決められることではないのですが、使用料検討委員会などで意見として反映させる機会があったら是非言っていただけませんか。
- **委員長** 学校が例えば、Aという学校が使うとすると使用料は要るのですか。
- **庶務課長** 無料です。条例の中でもそういう規定をしてあります。あとは減免規定をどう使うかということになるかと思いますので、その辺の運用解釈の問題になってくるかと思いますが、学校は基本的に無料です。
- **委員長** 科学館の話を佐藤さんとはやったことがあるのですが、文部省が科学館というのをずいぶん推奨していて、平成 12 年度、平成 13 年度。設立に補助金をずいぶん出しているらしい。科学館の場合は今後とも情報機器とか、映像機器というのは支援していくと、この間の白書にも出ている。だからいろいろな設備を更新しなければいけないという場合、かなり国の補助をもらってもいいのではないか。申請はしていますね。
- **教育長** 今度は名称が変わることもきっかけになると思いますので、そんなこともご検討いただけないでしょうか。
- **庶務課長** 情報を得て、しっかり勉強して区のお金だけではなく、ほかのお金が使えればなおいいので、そのようにしていきたいと思っております。
- **委員長** よろしくお願いします。
- **教育長** それから先ほどアクションプランで科学教育センターのままの名前になっていましたが、 名称を変えることも触れてはいましたが、この条例を出すということは、もう科学館で出すわけ ですね。科学館に変えますということで出すのですね。
- **庶務課長** 条例案ですね。アクションプランの公表の時期とかいろいろありますので、議会に提出 されるのが最終日になるわけです。
- 教育長 無理ですか。
- 庶務課長 議決されてから。

教育長 前のままで、そうですか。

庶務課長 はい。

教育長 これからは科学館条例ですよね。

庶務課長 そうですね。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第15号は原案どおり承認といたします。

では第 11、議案第 16 号「平成 13 年度杉並区一般会計補正予算(第 3 号)」、よろしくお願いします。

庶務課長 議案第 16 号「平成 13 年度杉並区一般会計補正予算」、資料に「予算概要」がございますが、1 ページ、歳入・歳出予算(教育費)となっています。この中で総額、補正額ですが 3 億 5,536 万 1,000 円ということになっています。このうちの中身で、1 つが教育活動の推進ということで、1,600 万円ほど減額補正を行っています。この理由は、平成 13 年度の当初予算では、中学校 1 校に1 名のスクールカウンセラーということで 10 名配置する予定で予算を計上したわけです。この予算計上の部分については、東京都が都の非常勤職員として採用するということになり、10 名分の報奨費の部分が残りましたので減額補正するというものでございます。

次に泉南中学校の改築改修の関係で3億5,300万円余ということです。これについては泉南中学校の改築ということで、平成13年度当初予定の出来高に達しなかったために支出する金額を減額するというものです。

その次は幼稚園の関係です。就園奨励で約 1,000 万円余ということで、これについては私立幼稚園の就園奨励費補助金の認定者というものが、当初の見込みに比べて、80 数名ほど少なかったということで、執行残があったために、減額補正をするというものです。

いちばん下の段、体育館の用地取得ということですが、4年前に土地開発公社が大宮前体育館の拡張用地ということで、宮前中学校と大宮前体育館の境界に位置する土地を購入いたしました。区では平成14年度に用地取得基金のあり方を見直して、現在公社で保有している土地を区に払い下げることにしたことから、今回は公社から大宮前体育館の拡張用地を買い取るための経費を計上するということで、2,500万円ほどの公有財産の購入費ということで補正をしたものです。そのほかそれぞれ地方債の補正とかがありますが、事業費の中での説明ということであとは省略させていただきます。

教育長 体育館用地とは、大宮前と宮前中の間の幅 1.5 mぐらい、長さ数十メートルの、どちらかと言えば用途はどうしようもないような土地が、2,500万円もするのですか。そういうものですか。

仕方ないですか。わかりました。

社会教育スポーツ課長 区にしてしまうと草むしりをしなければならないから、本当は向こうで持っていてもらうほうがいいのですが。

教育長 これはどうしようもない利用のできない土地なのです。それでもこんなに値段は高いので すか。仕方がないのか。

大藏委員 そういうのがあるのです。

教育長 あるのですね。

大藏委員 我が校の中にも、細い50 cmぐらいの道が校庭の中を通っているんです。それを知らなかったのです。建増しをするときに、地方住民から「あれは東洋大学の土地ではないから、そこに建てるのはおかしい」と言われたのです。調べたら昔、そこに水路があったのです。それは国有地になっている。

教育長 そうだ国有地だ。

大藏委員 そこをずっといままで使ってきたのです。それが誰にも言われなかったのだけれども、誰か住民が、市民団体というのが調べて、国有地だから、そこに東洋大学が建増しして校舎を造るのはおかしいと。それで大急ぎ払下げ措置ということで、関東財務局から払下げを受けた。それが高いのです。50 cmぐらいの道が、そんなものを国が持っていても何にも使えない。ずっと校地の中を通っているのです。ものすごい金額でした。

教育長 それと同じだ。少し意味は違うけれど。

大藏委員 しかしこれはもう東洋大学が買い取らないかぎり、何もできませんから、買い取りました。

教育長 無視して増築したりなどできないのですかね。

大藏委員 できない。だから国有地の上に勝手に私有財産を建てるとは何事であるかと言われた。 もう80年ぐらい前にそうだったようです。

教育長 杉並の校地にはもうないですか。

施設課長あります。

教育長 まだありますか。

施設課長 国の委譲の手続をやっていましたとき、そういった水路とか。

大藏委員 ええ残るんです。

施設課長 無償の譲渡、それですぐやっていますから、近々そういうものは処理されてくるかなと。

教育長 それは無償の譲渡は受けられるのですか。

施設課長 受けられます。

教育長 無償ですか。

施設課長はい。

大藏委員 それは区だから多分できるのでしょう。

教育長 そうかね。

大蔵委員 私事だったらできかねる。

教育長 昔は金を払ったような気がしたのだが。

施設課長 やたら高いです。

教育長 そうでしょう。

施設課長はい。

教育長 水路を買ったことがあるね。

施設課長 あります。

教育長 国有水路を。

学務課長 地方分権の一環で各市町村に財産を委譲して。

教育長 無償譲渡ですか。

学務課長 維持管理を地域法でやるということで進められている。

教育長 例の一括分権で変わったのだ。

学務課長 そうです。

教育長 そうですか、わかりました。いまの私学の大学の場合などは駄目ですか。

大藏委員 もう使ってないのです。もうずっと前に埋め立ててしまって、水路だったのだけれども、 実はもう何もないです。それを誰も知らなかった。

学務課長 国と地方の関係ですから、民間の場合は少し違う。

教育長 また別ですか。そうか、なるほど。

大藏委員 国もずっととにかく税金も何もやってなかったわけです。そう言われて、そうかと調べて。

委員長 お金がなくなってきたからね。

教育長 なるほど。少し話がずれますが、改築承諾料というのも、国は取っているのですか。

施設課長はい。

教育長 例えば杉並区でもそういう例はありますか。

施設課長あります。

教育長 つまり国有地の。

施設課長 新泉小の給食室、それもあって、給食室の改築をするとき。

教育長 新泉小学校ですか。

施設課長はい。

教育長 給食室の改築をする場合に、その敷地が国有地のために、改築承諾料というのを払うわけですね。

施設課長 結構な額でした。

教育長 考えてみればそれも馬鹿らしい。

庶務課長 それは毎年国側へ要望を出しています。

教育長 要望を出していましたね。国は一向に変える気はないですね。

施設課長ないです。

大藏委員 我が校など一筆の土地だって、何か特別の措置があって、東京都に建築願いを出して、 許可になって、全部でも一筆の土地でないと、真ん中を国営地で区切られているから二筆だと言 う。もうどうにもならない。

委員長 ではよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり。)

それでは、議案第16号は原案どおり承認といたします。

では最後の日程第 12、議案第 17 号「平成 14 年度杉並区一般会計予算」、お願いいたします。

庶務課長 議案第 17 号「平成 14 年度杉並区一般会計予算」ですが、これも資料が相当ございます。 簡単に説明させていただきます。

一般会計当初予算概要の1頁、当初予算のそれぞれの部ごとの予算が出されており、杉並区全体では1,346億1,900万円が平成14年度の当初予算です。前年度の平成13年度の当初予算は、1,441億5,800万円ということで、昨年度との比率でいくと、前年比93.4%ということで、6.6%の減の予算になっております。

教育費は、真ん中より若干下、「45.教育費」の所の合計で、102億6,451万8,000円という数字で教育委員会の当初予算です。平成13年度と比べますと、平成13年度が112億1,959万8,000円で、前年比で91.5%ということで、減率が8.5%ということになります。実際には杉並区の全体の予算の中で見ると、6.6%の減ということですが、教育費だけが8.5%ということで非常に大きく見えますが、この中にはいくつかの要素がございまして、1つは施設建設などの投資経費を除くということで見ていくと、いちばん端の教育費の中の左、81億2,996万4,000円ということで、これを平成13年度と比較すると、6.9%の減ということになります。そのほかに今年度は工事関係については、営繕、区長部局で一括してやるということで、方針が変わりました。その部分も差し引きしていきますと、教育委員会の当初予算で81億2,800万円余ということになります

が、こうした新たな考え方で区長部局に持っていった予算も含めると、前年度と比較して、5.8%の減ということになります。そうすると全体的に6.6%の減で、教育委員会の予算そのものが5.8%の減ということになりますので、それほど突出した減にはなっていないのではないかと思います。

2ページ以降、それぞれ事務事業名ごとに当初予算の額が出ております。予算額、財源構成ということで、特定財源なのか、一般財源なのか。前年度の予算額というのも参考までに出ております。この中の主な事業について、ご説明いたします。

最初に「教育委員会運営」です。前年度予算額から見て、約倍を超える金額になっております。これらについては教育委員と語る会の実施とか、教育報の発行ということで、部数を増やしていこうということなど、学校の適正規模、検討会の設置をしていこうということなど。あるいは教育会ISOの推進ということで、認証取得の関係、キッズISOも実施していこうということを考えております。そういった経費、それからアクションプランの中で出されている学校サポーターの運営、そういった要素が加わり、これだけの金額になっています。

教育長 それは9ページ、10ページですか。

庶務課長 事業で話をしており、そのほかに6ページ以降では、それぞれ投資事業についての内訳も大体適用という所で、どういう内容なのかが書かれており、主な規定事業では9ページ以降に入っています。いまお話したのはここの部分ですが、規定事業に含まれていないものもそれぞれ分けてありますので、口頭でお話をいたしますので、後ほど見ていただけたらと思います。

2ページに戻り、就学事務です。就学事務については、通学区域の弾力化に伴う希望校調査ということで、予算の増ということになっております。次の障害児教育については、前年度予算額7,900万円ということで、当初予算が4,000万円ということで非常に少なく見えるわけですが、これについては今年度情緒障害学級の新設をしたということで、来年度はその部分がありませんので、その部分が減になるということで、これが大体4,000万円近い数字です。

通常学級の障害児教育の中で、通常学級の介助員の増というのを今回出しております。これまでは2人の介助員だったわけですが、平成14年度は5人ということで、本来2人から5人に増えるということになると、金額的にも相当増えていくわけですが、この部分については緊急雇用対策ということで、実施していくということで、教育委員会の予算の中には入っておらず、区長部局の予算の中に入っており、金額的には出てこない仕組みになっています。実際上介助員の増ということで、2人から5人にするといことです。

学校職員の福利厚生です。これも 5,400 万円から 2,100 万円ということで減っているわけですが、この中身については教職員住宅の譲渡金を一括返済したということがございますので、返還済みだということですので、2,500 万円ほどの減、教職員住宅四宮ですが、平成 14 年度中に廃止

をするということで、その辺の費用の減です。職員の被服貸与基準の見直しをすでに行っておりますが、その辺りでの費用の減です。

次は校外施設の維持管理です。弓ヶ浜、富士学園の民営化ということで非常に大きな改革がありましたので、前年予算3億2,000万円が、9,300万円ということで減になっております。移動教室は、逆に前年度予算から増えておりますが、移動教室の宿泊施設利用料が富士学園と弓ヶ浜学園の廃止に伴い新たに出てきて、そうした要素が加味され増になっております。

少し飛び、国際理解教育の推進です。これまで 2,900 万円だったのが、3,400 万円になっています。これは来年度はウィロビーに中学生を派遣するという事業を行うということで、生徒 30 名を予定しており、それに伴っての費用の増ということです。

教育活動の推進で、前年予算額が9,600万円、平成14年当初が8,900万円ということで、アクションプランができるのに非常に少なくなったように見えますが、ここの部分についてはこれまで済美教育研究所で行っていた教科の研究関係を5人でやっていましたが、平成14年度はそれを3人にするということでの減の要素がございます。逆に増の要素としては、ここの金額の中には含まれておりませんが、先ほどの介助員と同じように、緊急雇用対策ということで、区長部局でお金を持っているということですが、フレッシュ補助教員の派遣ということで、27人のフレッシュ補助教員をやっていこうということです。学生ボランティアの導入ということも考えており、学生ボランティア登録制度ということです。学生ボランティアの導入ということも考えており、学生ボランティア登録制度ということもしていこうということです。民間講師の研究委託、民間講師の派遣ということで、中学2年生を対象にして6学級で3期分ぐらいやっていこうと。部活動の関係での外部指導員を増やしていこうというところでの増と。そういったものが教育活動の推進の中に含まれております。

その下の不登校対策ですが、これも大幅に減っておりますが、これについては今年度「さざんか教室」ということで、和田の「さざんか教室」を新設した関係で、平成 14 年度は新設いたしませんので、その分の経費が減になっているということです。

学校給食の推進ということで、平成 14 年度は大きく膨れていますが、これについては給食調理の業務委託ということで、延べでいきますと小学校が 3 校、中学校が 4 校ということでの経費の増ということになっています。

3ページ、学校運営管理の中では、比較的金額的にはあまり変わっておりませんが、芝生の管理経費の600万円とか、全校に冷水器を設置していこうということで、960万円。扇風機の設置では全教室ということで、1億2,900万円の予算です。そのほかに給食の関係で、強化磁器食器を導入していこうということが入っております。そういったところで増えております。この学校運営管理の中では、減の要素として、トイレの清掃などをこれまで年45回だったものを23回に減

らすということも行っております。

養護学校の維持管理で、これも減になっておりますが、学校5日制に伴ってのバス代の減少ということでの減の要素になっております。

小学校教育施設整備充実ですが、これについては計画整備ということで、給食室の改修、屋内 運動場の床の改修などの計画整備を8事業行っていくということです。計画外整備では、屋上緑 化、防火シャッターの取換えなど12事業を行っていくということです。次は耐震改修ですが、耐 震診断を6校行う。補強工事は4校行うという内容です。

中学校の学校の運営管理は、先ほどと同じように冷水器の設置、扇風機の設置といったところでの増の要素で、小学校と同じような考え方です。

幼稚園の就園事務です。これは障害幼児の介助員を7名ということで、各1名に介助員を入れていこうというのがこの中に入っております。これも先ほどと同じく、教育委員会の費用ではなく、緊急雇用対策でやっていくということです。

生涯学習の推進がございます。これはIT学習の推進ということで、186講座をやっていくということです。これについては緊急雇用対策の費用がこの中で投入されてくるということです。寺子屋式学習とか、生涯学習、スポーツ総合ホームページなどがこの生涯学習の推進の中に入ってきています。

学校等の開放。これについては「土曜日学校」の開設ということで、2,500万円の予算措置ということです。成人教育の部分では、アクションプランで、コミュニティカレッジということを出しておりますので、コミュニティカレッジをこの中で予算計上ということになっています。

済美日曜学校では、これはほぼ同じような金額ですが、この中では参加者の障害の重度化に伴う ということで、講師の保険なども拡充していこうということで出しております。

郷土博物館の運営管理では、親子体験教室を新規にやっていくということで入っています。図書館運営では、ブックスタートの実施ということで 700 万円。NPOやボランティアとの共同による図書館運営ということを検討していこうということで出しております。

大藏委員 いま図書館の予算は減っているのですよね。

庶務課長 図書館関係は若干減っています。次に社会教育センターの維持管理ということでは、受付業務を委託していくということで 1,500 万円出ています。それから社会体育振興でも、あまり 経費的な動きはないのですが、中学校対抗駅伝大会について約 200 万円、これについても入れてあるということです。

事業については、主な事業についてご説明いたしました。そのほかに資料として、先ほど申し 上げました投資的経費、規定事業ということで、それぞれ内容が書かれておりますので、ご覧い ただけたらと思います。そのほかに資料として平成14年度予算状況ということで、実施計画事業と重点事項の部分が1表になっています。これは参考資料ということですが、それぞれ実施計画事業でどういう事業名があって、予算額がどうであったのかというのを1表にまとめてあります。もう1つが、教育改革アクションプランということで、アクションプランに載せているものの予算計上ということなのですが、この中で表のいちばん下に手書きで数字がいくつか入っていると思うのですが、これはミスプリントですので消していただけたらと思います。そして見方としては、前回もアクションプランの部分でありましたが、今回改めていろいろ整理し直し、いちばん下の欄をご覧いただくと、「合計2」となっています。諸施設整備を除くという所で、欄外のいちばん下ですが、1と2があり、2の所ですが、教育委員会として見積りをして、区長部局に予算要求したのが、5億4,400万円です。査定後ということで、今回内示があったのが、アクションプランに関しては、3億9,000万円ということです。これは諸施設整備を除くということで、諸施設整備の関係などについては、実施計画などに載っておりますので、そういうものを外しまして、新たにアクションプランで行っていくものと、すでに規定事業として行っているものも含めて、施設整備を除いて3億9,000万円というのがアクションプランでの金額と理解していただけたらと思います。

教育長 そうすると先ほどの参考資料の実施計画事業で、「教育改革アクションプラン策定推進、5 億 5,456 万 1,000 円、別紙のとおり」と書いてあるものと、この数字の違いというか、いまの説明との。別表に予算状況という表があり、いちばん上に、教育改革アクションプラン策定推進で 5 億 5,456 万 1,000 円とあります。そして別紙のとおりと。それとこれとの数字上の一致点はどのように探せばいいのですか。

庶務課長 参考資料の実施計画事業重点事項の中の5億5,400万円の数字との違いということですが、アクションプランを純粋に見ていくと、B4の別表の3億というのが正しい数字になります。

教育長 なるほど。純粋教育予算という意味では。

庶務課長 そうです。ここの教育改革アクションプランの 5 億 5,000 万円の中には、実施計画事業の中に含まれているものもあるのです。例えば学校評議員制度の導入だとか、これは金額が少なすぎる。実は重複があるのです。これも区長部局と教育委員会でどの数字を使って発表するかということがあり、区長部局では 5 億 5,000 万円のほうで。

教育長 いろいろ出入があるということなのですね。

庶務課長 そうなのです。

教育長 緊急雇用対策での区長部局で載っているような予算、学校緑化なども公園緑地化の環境費で載っている予算、これは違いますか。ではいまの緊急雇用などは雇用関係、例えば介助員など

の関係とか、そういう関係などは 5 億 5,000 万円の中に入っていると。しかしこの 3 億 9,000 万円が完全に純粋な教育費予算だけかと言われれば、そうでもない。これも入りくりがある。

庶務課長 入りくりがあります。先ほどの3億9,000万円というアクションプランの中での金額という中には、緊急雇用対策で入っているものも実際にはあるわけです。それらについては表の中では、入れ込んでいます。

大藏委員 それはアクションプランに載せているわけですね。

庶務課長 載せてあります。ですから例えば指導室の関係で見ていただければわかるのですが、フレッシュ補助教員制度の導入というのがあります。2,300 万円となっており、右のほうで緊急雇用対応となっていますが、純然たる教育費予算ということで分野別の教育費予算ということになりますと、ここの部分は入ってこないのですが、アクションプランの中に含まれていて、実際に事業を行うということでこちらでは考えていますので、そういう意味で総額いくらになるかということですと、3億9,000 万円になるという見方です。

教育長 3億9,000万円というのはどちらかと言えば、事業費であって、維持管理みたいな、管理 運営費みたいなものが入っていないから、5億5,000万円にはならないということなのですか。

庶務課長 そうとも言えるのですが。

教育長 そうとも言える部分もあるということですか。

庶務課長 はい。

大藏委員 だから本当ならここの合計 1、合計 2 のほかに、合計 3 というのを作らなければいけないわけですね。

庶務課長 そうですね。

大藏委員 そして区長部局負担分を引けば、合うはずと。それで合わなかったらいよいよおかしい ということですね。

教育長 だからこの 5 億 5.400 万円を足し上げた数字の根拠になるものは当然あるわけですね。

庶務課長 はい。

大藏委員 下のほうに。

庶務課長 それが先ほどの削除してくださいと言った部分なのですが、それがあると実はぐちゃぐちゃになってしまいますので、外したのですが、いちばん下の5億5,400万円、7,000万円から始まっている数字がありますが、70268から始まって、この数字を合計していきますと、5億5,456万1,000円となりまして。

教育長 そうですか、消してはみたものの。

庶務課長 ややこしくなるので。

教育長 ややこしくなるので消したわけですね。

庶務課長 これは区長部局でいう実施計画の中の数字ということです。

教育長 なるほど。これはいたずら書きしたわけではないのだね。

庶務課長 上のほうも参考までに申し上げますと、9,500万円から始まっている数字ですが、これは合計いたしますと、1億8,611万9,000円という数字になるのですが、これは分野別の重要施策ということで足し上げていくと、この金額になるということです。

教育長 予算というのはいろいろ入りくりがあるからね。

庶務課長 以上です。

大藏委員 先ほど図書館の所で言いましたが、19 ページの図書館運営管理の摘要を見ますと、ブックスタートの実施、ブックスタートパック配付分というのは、増分であって、ほかは従来どおりなのに、減る分がないと思うのですが、1,000万円を少し超えるぐらいが減っているのは、どこにあるのですか。

中央図書館次長 昨年までは図書館維持運営として一本の事業だったのですが、今年の予算から図書館の運営管理と図書館の維持管理と分かれまして、運営管理の部分の中に、ブックスタートの実施とNPOボランティアとの共同というのが、増部分で入っているのですが、この中には図書購入費などがございまして、図書購入費が約500万円の減と、大きなものでは入っています。図書館協議会は若干減ですが、地域・家庭文庫についても、正確な数字はいま持ちあわせがありませんが、若干減となっています。装備費もほんのわずかですが、若干減です。施設運営管理についても、いろいろ努力をして細かな所を見直しています。

大藏委員 図書館が増える計画はどうなったのですか。

中央図書館次長 計画では17年度でございます。

大藏委員 来年度は今と同じ7ヶ所ですか。

中央図書館次長 11 館です。

大蔵委員 図書購入費ですけれども、本の値段は少しずつ上がっているのに、予算が減っているのはなぜですか。

中央図書館次長 全体に予算を減させるという中で、どうやって枠の中に収めるか図書館内部でもかなり検討いたしました。維持運営費でかなり努力して減らしたのですが、それでも追いつかない。ある程度、図書購入費のほうに波及したということです。

図書購入費の中でも、本というよりはCD、16mmフィルムなどで減額しました。

教育長 予算を一律 10%カットしろと。しかし、もうどこも削るところがない、その中でブックスタートみたいな新規事業は重点としてやらなければならない。するとどこか切らなければならない。

すると本はできるだけ切りたくない。CDのような事業をこのさい切ってしまおうというわけなのですね。

- 中央図書館次長 そのとおりです。維持管理のほうでは詰めていますので、これ以上詰められない。これ以上詰められないという限界の状態にきてしまい、それでやもえなく資料 費のほうに食い込んだということでございます。
- **教育長** 図書館があるということは、当然、電気代等の維持費がかかりますが、それをもう最低限 に抑え、さらに図書館が一時期は手出した CDとかビデオ事業を削るのですよね。そこまではや ることがないだろうということで。
- 中央図書館長 CDについて、今までいちばん多い時で全額 1,200 万ぐらいの予算があったんですけど、CDはどちらかと言うと民間ベースでも結構レンタルで借りますし、今までもこうかなり減らしたりしていたのですよ。CDよりは本を貸したほうがいいだろうという1つの判断ですよ。それに今回は、いよいよというかCDについてはとりあえず0にしてあると、こんな状況が資料費の中の大きなウェイトだと思います。

安本委員 普通学級の介助員2人から5人に増えて、というのはどこの項目に入るのですか。

学務課長 項目というのは。

安本委員 緊急雇用対策ですよね。さっきどの場面でおっしゃいましたか。私、聞き逃してしまったのですけれど、申し訳ないです。

学務課長 緊急雇用に関わる事業は、教育委員会だけではなくて、区長部局のほうでもいくつか挙 げられていると思いますが、それら窓口として、区民生活部のほうで、予算科目で予算を組んで いますので、そちらのほうで、例えば、通常学級の介助員、合計で実質5名ですが、アクション プランの予算計上分の一覧参考指標で言いますと、障害児教育の中と。

安本委員 障害児教育は、7人に増やすとさっきおっしゃいましたよね。

学務課長 それは、就園幼稚園の関係のほうです。

安本委員 2人から5人、これは障害児教育の中に入るわけですか。

学務課長 学校の通常学級の介助員の増については、障害児教育のほうです。失礼しました。

安本委員 はい、わかりました。

教育長 それは、一部緊急雇用対策分を含む、という中に入るわけですね。

学務課長 現状2名ですが、来年度は3名の増、それを国のほうの緊急雇用で手当していこう、という考え方です。

教育長 そういう意味では、今統合教育を主張するかしないかということはともかくとして、普通 学級に障害を持つ子どもが実際に行ってて、お母さんか何か実際に付き添っている、という場面 が実際にありますよね。お母さんだかお姉さんだか、誰にしても。そういう現象は、少なくとも 2人から5人になることによって、ある部分では減っていくと。お母さんが付き添わなくても、 そういう介助員を付けて授業ができますよ、というふうに言っていいのですか。

学務課長 もちろん、100%の充足というわけにはいきませんが、今年度試行ということで、2名で、 学校をローテーションで期間ごとに必要度に応じて配置したのですが、倍以上の介助員を付ける ことができますので、そういった意味では、かなり需要には対応できるものというふうに考えています。

安本委員 順番を待って待って、遠足もあるし、やっぱり親があまり出てくるということを、学校があまり好まない場合があります。どうしても、こういう方というのは、ほかに。倍とは言え、単位がね。

教育長 2人から5人というのは、全校ですか。

安本委員 そうです。杉並区中です。

学務課長 小・中合わせて区立学校でということです。

教育長 言ってみれば合わせて2人が5人になるだけか。

安本委員 だから、どこに入るのかと思ったのです。

教育長 もっと増やせられないのですか。

安本委員 だって、緊急雇用対策でやるのだったら。

教育長 もっと増やすことも可能でしょう。重点に置くかだから。

安本委員 そうそう。

学務課長 国の緊急雇用対策は、あくまで 14 年度からの 3 カ年の期間限定の雇用対策事業で創設されているものですから、当然それ以降の身障学級、通常学級、介助員配置の考え方、その辺も視野に入れてやっておりまして、介助員と合わせて遠足を含めたさまざまな学校行事、移動教室への介助者の単発的な配置ということとのバランスもございますので、全体としてそういう中で、底上げを図っていきたいという考え方です。

教育長 確か2人についても、13年度からだったかね。

学務課長 通常学級の介助員配置は、 2 名は 13 年度は初めて試行という形で取り組んだものです。

教育長 過去の例から見れば5人配置というのは、区としてはかなり思いきった配置ということが言えるのですか、底を上げてという意味では。ただ原則は、3カ年限定対応なのですね。実際に配置したら、3カ年でやめられないでしょうね。

庶務課長 逆に現実雇用があるからと言いうので、そのあとパートを入れるとなると、将来的な負担も大きくなるかもしれませんね。

教育長 なるほどね。

委員長 身分は嘱託なのですか。

学務課長 パートタイマーでの雇用ということです。

委員長 英語でパートタイマー。日本語で臨時。

学務課長 そうですね、非常勤職員として、任用いたします。

大藏委員 これは臨時措置として、何年間の限定でやるというつもりならば、もっと増やしても国から費用が出るのですか。

学務課長 100%国費の手当が出ます。

大藏委員 仮に2人を10人にしても、8人分は出るということですか。

学務課長 計算上はそういうことになりますが、先ほど庶務課長が申し上げたようなことも含めてです。

大蔵委員 しかしそういうつもりでいくなら、やれるわけですか。

学務課長 制度上は、そうです。

安本委員 そうすると、新規雇用になっているフレッシュ補助教員も3カ年ということですか。

指導室長 一応、今と同じことですね。ただ、フレッシュ補助教員の制度は、要するに、教員の定数の配置とのからみということもありますので、今回も定数が実際加配という形で、プラスアルファ杉並に下りてきておりますので、そういうことを補完していくという意味合いもあります。その3年経った段階の中で、まだ陣容的にどういう変容するか、また推移を見て、教育委員会全体として方向は考えていかなければいけないのではないかという考えを持っております。

庶務課長 ちょっと時間的な話しますと、

で、それだったら緊急雇用対策のほうで、載せて行ったほうが区としての支出も少ないということ がありますので、そういったところで、入れ込んだということなのですね。

区全体で、教育委員会だけではなくて、緊急雇用対策として、実施できる事業はないかという ことを精査して、ほかにも区長部局がたくさんありますから、その中の1つにフレッシュ補助教 員が入っていったり、介助員が入っていったりしたというのが経過です。

安本委員 さっき「保護者や子どもがいちばん望んでいることをやってほしい」と私、申し上げたけど、それのトップがこの介助員とフレッシュ補助教員の両方なのですね。ということになると、私はさっきほかの委員方がおっしゃった「3年でやめちゃうわけにはいかないでしょうから」というので、一応納得はしますけれども、なんかちょっと不安だなと。

教育長 私はだけど、安本委員ちょっとあえて反論させていただきたいのですが、介助員について 言えば、適正就学と言いますか、子どもの障害の程度に応じた適切な就学の機会を提供する努力 を一方でしているわけですし、また、そのことによってその子どもが限られた残された能力を、最大限発揮できるというメリットもありますので、やたらの統合教育というような考え方で、介助員を増やすことによって、本来受けるべきその子どもにとって能力を伸ばすべき部分を伸ばしきれないで、中途半端なままで一般の普通学級を卒業するという事態を招きかねないので、私は自ずからのブレーキはかけるべきだと、希望があるから介助をどんどん増やすということではない。ただ、ある程度最小限は必要だろうということで、13 年度に2名やったわけですけれども、ある程度は様子を見ながらということになるかと思いますが、無制限にやることはないと思っています。

それは、フレッシュ補助教員も同じでして、フレッシュ補助教員をほしいと、たぶん、そういう声も当初あがると思いますけれども、そのことによって学校の教職員が自ら能力を磨き、適切な教育活動に当たるという努力を怠ることにつながるようなフレッシュ補助教員の配置であれば、これはもう本末転倒ですので、これも自ら私はブレーキをかけながら、つまり、学校の先生方のご努力の様子も見ながら配置すべきであって、保護者からのニーズがあるということだけで、配置するのはいかがなものかと。そういう意味では、若干抑制的な配置の仕方でもやむを得ないし、それでよかろうと。

ただ、先々はもちろん様子を見ながら判断をすることは必要だと思いますが、ニーズに必ずし も即 100%対応する必要はないと思います。

安本委員 お言葉ですが、アクションプランの中にもフレッシュ補助教員を載せたわけですよね。 必要だというふうに考えたから載ったわけで、だとすると、今本当に学校の現場というのは、先生の能力がどうこうということではなくて、必要とされているのがやはり、先生の数、先生の目。 だからフレッシュ補助教員が載ったし、アクションプランにも載ったし、予算もついたというふうに私は理解しているのですが、そうすると、例えば介助員もそうなのですけれども、私は本当にその子に合った学校に適正に行くということ、もちろん養護学校も含めて、済美もありますが、それは当然のことだと思っていますけれども。

例えば軽度の子というのがいるわけですよね。ちょっとの介助でみんなとできるという、その子たちに対してはやっぱり私は必要だと思います。だから、フレッシュ補助教員もアクションプランに載せてこちらも必要だと思ったからそうしたのに、もし、その考え方でいくと、極端な話、もちろん「見ながら」というふうにおっしゃったからそれはそうなのでしょうけれども、そうなると、アクションプランに載せているということの意味も、私はちょっとわからなくなります。

教育長 前段の安本委員がおっしゃったことは、私も肯定していますよ。普通教師で、十分対応できる子どもであれば、介助員を付けてやるということで、2人を5人に増やすことに異議ありま

せん。むしろ、そうしていただいたほうがいいと思います。

先々も普通教室の普通の授業が十分受けられる子どもがいれば、5人を6人にしても7人にしてもいいと思いますよ。それからフレッシュ補助教員も、それによって活性化するのであればいいと思います。ただ、無制限にフレッシュ補助教員を配置しますよということで、本来の教師が自分自らの努力をないがしろにするようなことがあってはいけない。私学の先生にお友達が何人かいるのですけれども、本当に時間や身を粉にして働いてますし、いい授業のための努力、取組みをいっぱいしています。そういう優秀な先生がたくさんいますので、フレッシュ補助教員が言ってみれば、そういうことでなんか怠け心ではないのですが、エネルギーをかえってそぐということにならないようにはしたいなあと。そういう趣旨では、言っている意思はそんなに違わないと思います。

- **安本委員** さっき「27 人」とおっしゃったけれども、結局今PTで加配になっている分と合わせて 小学校は全部入るのですか。PTとフレッシュ教員制度で1人ずつ多くなるのですか。
- **指導室長** 今、実数はまだ申し上げることはできないですけれども、そのような方向で努力はしているところです。
- **教育長** 特に、学校の校長とか教頭とか教職員も含めてなのですけども、安直にこういう制度ができて、それに依存、よりかかる、甘えるというか、それを若干恐れるものがあって、学校を元気にするためにこの制度があるので、もちろん大いに活用していただいていいのですが、妙な甘えの構造を作るようなことにならないように、是非したいなあと思います。
- 大藏委員 社会の情勢とかいろいろなのがありますから、簡単に言えないけれども、例えば私どもは前にイギリスにいました。イギリスなんかで言えば、通常学校に来ている障害児はすごく多いのですね。日本はどちらかと言うと分離する形でしたけれども、通常のクラスにそういう子どもが多いのですね。しかしそれは、教室のその子どもたち、先生、それから父兄が少し付いてきますけれども、それで賄うという考え方で、特別な人を置かないという考え方ですね。

安本委員 本来は、そうですよね。

大藏委員 だから、遠足だとか特別の時はまたちょっと大変だから、教室内と違いますから。しかし、学校の中でこの車椅子で全部行けるとか、そういうのが非常に整っているのですね。ちょっとした所にも、エレベーターがあるとか、日本の学校の場合は普通エレベーターは絶対ありませんし、それからスロープなんかも従来ないです。だから、そういうことを考えると、周りの子どもたちだけでやれるかとか、そういうことがまたいろいろ出てくるのですね。だから、いろいろな状況がありますからなかなか難しいのです。通常学級に来る子はみんながやるというのが、基

本の考え方でしょうね。

- **教育長** 今は学校に行っている子どもを実際に見たことが何人もあるのですけれど、例えば、こちらで算数の授業をやっていても、お母さんと2人で子どもが絵を描いてるのです。絵らしき絵ではないけれども、ただこんなになって何かやっているのです。それからもう1人の子は、私は音楽の場面を見たのですけれど、みんなは音楽で楽器をやったり、歌を歌ったりしているわけです。お母さんがそばにいて、こうやって「ああっ」と口を開けて、上を見ているだけなのです。それで普通学級で一緒に勉強しようというのは、どう見たって難しい。
- **安本委員** それは私も見たのですけれど、体力的に、たまたま病気で一時的に足が利かなくなって、という時がありますよね。さっきおっしゃったように、スロープもないし、そういう子ですよね。 授業には、本当に普通に参加している。そういう子に関しては、やっぱり介助というのが必要だと思います。今みたいに教育長がおっしゃった子どもたちは、やっぱり適正な所に行ってきちんとした教育を受けるべきだと思います。
- 大藏委員 例えばこれは学校ではなくて、バスなんか乗る時に足の悪い人なんかがいて、そして乗れないのですよ。乗れないのだけど、その人が乗ろうとして、「助けてくれ」と言わない限りは、みんなじっとバスがどんなに遅れようが、自助努力を見ているのですね。そして、その人が「誰かちょっとやってくれない」と言うと、さっとみんな寄ってやる。だけど、本当から言うと先に早く乗せてしまったほうが、バスの運行も簡単だし、待っている人も助かるわけですけどね。そんな見ていられないように、しかし、本人がやる限りは本人にやらせようというのが、ちょっと日本と違うのですよね。

教育長 日本は手を出さないと、あいつは冷たいと。

- 大藏委員 そうそう、すぐそうなってしまう。だからいろんなもが違って、しかし本人がやる限りは見ましょうと、やりたいのだから、もう時間をかけても、頑張らせましょうと、そういういろんなものがありますから、一概に人数とかなかなか処理がしにくいと思うのです。
- **安本委員** さっきの介助員というのは、たぶん本当に手を貸せば階段も上げられるとか、そういうことのほうのことであって、要するに、能力的につきっきりで勉強させようとか、それとはちょっとまた違います。

教育長 わかりました。

庶務課長 先ほどの介助員から話が出ていますが、予算そのものは単年度主義ですから、来年度どうするかというのは、またあるわけですね。今回、緊急雇用対策でその制度が3年だからと言って、3年間そのまま続けるかということにはなりませんので、毎年毎年次の年度をどうするかということで、あとその手法そのものも、財源そのものもどうするかということで、考えていく話

ですので、緊急雇用対策だから3年で終わりになる可能性が高いとか、そういった議論はちょっと違う議論かなあというふうに思います。

- **教育長** 14 年度初めての試みが多いものですから、是非、その辺の実績状況なども我々も実際この目で見たいと思いますし、またそれは来年度に向けて参考にさせていただきたいと思います。
- **庶務課長** ちょっと 1 点だけいいですか。先ほどの説明の中で、直接学校教育の中で関係するところを漏らしてしまいましたので、ちょっと補足してもらいました。
- 施設課長 7ページに記載がございます、一番上です。高円寺中学校の体育館の改築を考えております。これは来年度ですけれども、12 月から2月にかけて体育館の改築を行います。併せて、基本設計、実施設計等を行っていく予算が3,455 万ほどついてございます。これは、耐震診断で、いわゆるコンクリートの強度が体育館につきましてはない。要するに、もろいコンクリートに補強してもだめだということで、改築になったわけです。

ちなみに体育館は、昭和 33 年に創られたものです。工事につきましては、15 年度に行います。 併せて高円寺中につきましては校舎の耐震補強も、これは耐震補強につきましては、8月の夏休 み中に行いますけれど、併せて 15 年度に行う予定です。以上です。

委員長 いろいろアクションプランについてそれこそ全体的なプログラムというか、全体的に全部出しちゃうか、その中で何を選ぶのか、ついたものについてはどういうふうになるのか、なぜだとか、逆にいろいろ問題がいっぱい出てくるのですね。よけい大変ですね。ご苦労さまです。今日は、これでよろしいでございましょうか。

これをもちまして、臨時会を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。